平成２３年（フ）第５３号
山梨県甲府市大里町977番地４　ステータスヒル弐番館203
債務者　此田亜沙美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
山梨県甲斐市牛句116番地　長田住宅４号
債務者　瀧本　冬樹
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
山梨県笛吹市春日居町小松855番地88ハイツきぬ川22号
債務者　土屋　良美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
山梨県笛吹市石和町唐柏741番地１みのる住宅５号
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
山梨県笛吹市春日居町鎮目441番地３
債務者　土屋　香織
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
山梨県甲府市堀之内町637番地１三神ハイツ201
債務者　根本　　健
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
山梨県甲府市古府中町1069番地４
債務者　藤森　　瞳
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
岐阜県美濃加茂市太田町2727番地２　ひかり荘１Ｆ
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３４８２号
名古屋市中村区北畑町２丁目39番地の２
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４３号
名古屋市港区野跡２丁目５番４―2103号　シティファミリー鴨浦
債務者　佐藤　友里
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６号
滋賀県東近江市聖和町１番21号
債務者　井上真知子（旧姓多賀）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２９号
滋賀県彦根市高宮町3085番地１
債務者　大津小百合
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３８号
滋賀県近江八幡市末広町824番地
債務者　越村　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市西円通寺28番地
債務者　坂本　孝正
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
鳥取県西伯郡南部町東町301番地
債務者　玄行　亜希
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０８９号
広島市安佐北区可部東１丁目14番２―７―204号、申立時の住所広島県安芸高田市八千代町佐々井1681番地72
債務者　石本　豪士
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３号
広島市安芸区船越南３丁目19番８号
債務者　中野　智美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部